

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態

##### ①小清水町の人口構造及び産業構造

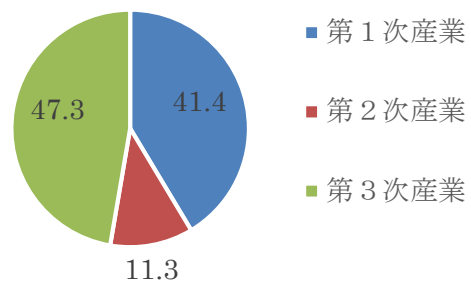
小清水町では、戦後人口は増加したが、昭和35年の11,517人をピークに人口減少が続き、平成22年には5,358人まで減少した。平成22年以降の人口減少の推移を住民基本台帳から見ると、平成26年3月で5,226人、平成27年3月で5,160人と、人口の減少は依然として続いている。人口の年齢構造を見ると、生産人口、年少人口が減少しているのに対して老年人口は増加している。65歳以上の高齢者比率をみると、平成22年時点31.8%と全国よりも8.8%、全道よりも8.3%高く、高齢化は全国・全道を上回り急速に進行している。

小清水町の産業構造は、町の総面積28,704haの内、10,652haを農地が占める純農村であり、就業者数をみても農業が40%を超え、麦類、いも類、てん菜など畑作を中心とした農業を主とした地域である。商工業においては人口の減少に伴い、商業の顧客力自体も弱まっている。また、工業については平成25年に食料品製造の工場が新設されたことで新たな雇用を生み出したが、必要な人材の安定的な確保が課題であり、他の事業所においても少子高齢化や人口減少による市場の縮小の影響を受けており、事業者の高齢化、設備の老朽化が進行している。

#### 【産業別就業者数】

区分	実数(人)	比率(%)
第1次産業	1,121	41.4
第2次産業	305	11.3
第3次産業	1,280	47.3

産業別就業者数比率(%)



##### ②事業所数の減少と高齢化

事業所数については、平成16年が252件、平成26年には317件となっているが、これは農業経営者による1戸法人の増加によるものであり、建設業は事業の縮小や労働力不足による廃業、卸売業・小売業は後継者不在による廃業などにより減少傾向が続いている。

## (2) 目標

町内の中小企業において、就業者の減少や高齢化が進む中で、労働生産性を向上させるためには、設備投資に対する意欲を喚起し、作業効率や生産効率の高い設備等の導入を支援することが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類は、町内すべての中小企業者の広範な設備導入を促進することが必要であることから、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

小清水町全域とする。

### (2) 対象業種・事業

小清水町内の中小企業は、業種を問わず生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする業種は全業種とし、対象とする事業については、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

更に、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。